



テイクアウト利用促進助成金

新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式の実践や感染症拡大への備えとして、消費者の安全と安心やスマートフォン・アプリなどによる非接触型の予約・決済システムを導入し、テイクアウトやデリバリーの利用を促進する事業者を対象に助成金を交付します。***制度(対象経費)を拡充しました！**

助成額

上限5万円(1事業者につき1回限り)

【主な要件】

いずれにも該当していること

- ① 志摩市内でテイクアウトまたはデリバリーを取り扱う事業者
- ② 非接触型システムによりテイクアウト等の利用促進を図ろうとする事業者

※ 非接触型システムとは、パソコンやスマートフォンのアプリケーション等のデジタル方式により、テイクアウト等の注文予約から決済までを一括して行うことができるシステム(注文予約または決済のいずれかのみを行うことができるシステムは対象外)

支給対象

非接触型システムによるテイクアウト等の利用促進を図るための、次に掲げる経費。

- ① 非接触型システムの導入費用
- ② 非接触型システムの導入サポートを受けた際の費用
*①と②の制度拡充により、説明会が開催される「menu」の「初期費用」や「導入サポート費用」にも利用できます。
- ③ 非接触型システムにより販売したテイクアウト等の商品に係る割引費用
- ④ 非接触型システムにより販売したテイクアウト等の商品に付与する特典費用

例:通常700円で販売する商品を、お客様が非接触型システムを利用して購入した場合に限り、同商品を特別価格500円で販売した、その差額費用

対象経費